

相続土地国庫帰属制度の申請チェックリスト

申請できる人・却下と不承認の観点・添付書類・費用・申請先と事前相談 | 登録不要・無料・2026年版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 5

使い方:申請の前に、上から順に確かめる

1 申請できる人か

相続か、相続人への遺贈で取得した土地か(1ページ目)

2 費用

審査手数料と負担金の原則(1ページ目)

3 却下・不承認の観点

法務省のチェックシートの項目(2ページ目)

4 添付書類

図面・写真・印鑑証明書など(3ページ目)

5・6 相談して申請

事前相談と申請前チェックリスト(4ページ目)

確かめた項目の口に✓を入れます。申請書は法務省の様式(Word・PDF)で作ります。このチェックリストは確認用で、法務省の様式やチェックシートの代わりにはなりません。

1 申請できる人の確認 相続土地国庫帰属法 第2条・法務省「制度の概要」

☐	相続または相続人に対する遺贈で土地を取得した人が申請できる
☐	売買など相続等以外の原因で自分で土地を取得した人や、相続等で土地を取得できない法人は、基本的に利用できない
☐	共有の土地は、共有者の全員が共同して申請する(売買で持分を取得した共有者がいても、相続等で持分を取得した共有者と一緒なら申請できる)
☐	制度開始(2023年＝令和5年4月27日)より前に相続した土地も対象になる
☐	申請手続ができるのは所有者本人が法定代理人だけで、資格者を含めて他の人が代理することはできない(書類作成の代行は弁護士・司法書士・行政書士に頼める)

2 費用(審査手数料・負担金の原則) 施行令 第3条・第5条・法務省「負担金」

審査手数料(申請するときに納める)

☐	審査手数料は、土地一筆当たり14,000円
☐	申請時に、申請書に審査手数料額の収入印紙を貼って納める(割印はしない)
☐	取り下げた場合や、却下・不承認になった場合でも、審査手数料は返還されない
☐	複数の土地をまとめて申請しても審査手数料は軽減されない(10筆なら14,000円×10)

負担金(承認されたあとに納める)

☐	承認を受けたら、国有地の種目ごとの10年分の標準的な管理費用を考慮して算定した負担金を納付する
☐	負担金は、原則として一筆の土地ごとに20万円が基本
☐	例外として、市街化区域等の宅地・農地と森林は、土地の面積に応じて算定され、20万円以上になる(政令第5条。農地は農用地区域内・土地改良事業等の区域内も含む)
☐	負担金の通知が届いた日の翌日から30日以内に、納入告知書で日本銀行(代理店等の金融機関を含む)に納める。法務局に現金を持参しての支払いはできない
☐	期限内に納付しないと承認は効力を失い、同じ土地は最初から申請し直しになる。納付した時点で土地の所有権が国に移る
☐	隣接する二筆以上の同じ種目の土地は、申出をすれば一つの土地とみなして負担金を算定できる(申出は承認されるまでの間に、申請した法務局の本局へ)

負担金の金額は、ここでは計算しません

面積に応じて算定する土地の金額は、法務省の「負担金額の自動計算シート(Excel)」や法務局で確認する(当サイトでは計算しない)。自分の土地がどの区分に当たるか・負担金がいくらになるかは、法務局の事前相談で確認してください。

相続土地国庫帰属制度の申請チェックリスト

却下・不承認になる土地の観点(法務省のチェックシートの項目どおり)

法務省が事前相談の準備資料として公開している「相談したい土地の状況について(チェックシート)」の項目を、原文どおり並べています。当てはまらないことを確かめた項目に✓を入れます。チェックできるかどうか分からない項目は、空けたまま法務局でたずねます。

3-1 却下要件 当てはまると申請できない(法 第2条第3項)

✓	項目(法務省のチェックシートの文言)	根拠条文
☐	建物が建っている土地ではありません。	法2条3項1号
☐	債務の担保(抵当権など)になっていたり、他人が使用する権利(賃借権、地上権、地役権など)が設定されている土地ではありません。	法2条3項2号
☐	【森林の場合】森林組合等との間で管理や経営に関する委託契約を締結している土地、入会権・経営管理権が設定されている土地ではありません。	法2条3項2号
☐	【森林の場合】他人による使用が予定される林道、登山道が含まれる土地ではありません。	法2条3項3号
☐	他人の使用が予定される土地(墓地、境内地、実際に通路・水道用地・用悪水路・ため池として使われている土地)ではありません。	法2条3項3号
☐	特定有害物質により汚染されている土地ではありません。	法2条3項4号
☐	境界(所有権の範囲)が明らかでない土地、所有権の存否や帰属、範囲について争いがある土地ではありません。	法2条3項5号

3-2 不承認要件 審査で当てはまると判断されると承認されない(法 第5条第1項)

✓	項目(法務省のチェックシートの文言)	根拠条文
☐	崖(勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの)がある土地のうち、擁壁工事が必要など、管理に追加の費用や労力がかかる土地ではありません。	法5条1項1号
☐	通常の管理・処分を妨げる工作物、車両、樹木などが地上にある土地ではありません。	法5条1項2号
☐	通常の管理・処分を妨げる物が地下に埋まっている土地ではありません。	法5条1項3号
☐	土地を管理・処分するために、隣の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならない土地(隣の土地の所有者等によって通行が実際に妨害されている土地、他人に土地が占有されていて所有者が自由に使えない土地など)ではありません。	法5条1項4号
☐	【別荘地の場合】別荘地管理組合等から管理費用が請求されることがある土地ではありません。	法5条1項4号
☐	【森林の場合】立木を第三者に販売する契約を締結している土地ではありません。	法5条1項4号
☐	土砂崩落、地割れなどを理由とする災害によって被害が発生することを防止するため、土地に追加で措置を講じなければならない土地ではありません。	法5条1項5号
☐	鳥獣や病害虫などにより、土地や人の生命・身体、農産物や樹木に被害が生じる危険がある土地ではありません。	法5条1項5号
☐	【森林の場合】適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加で必要となる森林ではありません。	法5条1項5号
☐	国が土地を引き取った後、通常の管理費用以外の金銭を法令の規定に基づいて負担しなければならない土地ではありません。	法5条1項5号
☐	国が土地を引き取ったことで、法令の規定に基づいて申請者の債務を国が引き継ぐことになる土地ではありません。	法5条1項5号

法務省のチェックシートの注記(原文どおり)

- 却下要件・不承認要件に当てはまるかどうかの最終判断は、承認申請後に法務大臣(土地の所在する法務局・地方法務局の長)が行うので、相談者が特別な調査を実施する必要はありません。
 - にチェックできるかどうか分からない項目がある場合は、チェックをせずに、法務局担当者におたずねください。
 - 法務局担当者が、実地調査でチェック部分の事実の有無を確認します。実地調査の結果によっては、承認申請が却下又は不承認となることがあります。
- 建物は、登記がなくても現にあれば申請できません。境界は、測量や境界確認書の提出までは求められていません(法務省「引き取ることができない土地の要件」・Q&A)。

相続土地国庫帰属制度の申請チェックリスト

添付書類チェックリストと、承認申請書の様式の入手先

4 添付書類チェックリスト 法務省「制度の概要」6-IV・承認申請書の様式(Ver.1.2)

(1)～(4)はすべての申請者に必要です。(5)～(7)は事情に当てはまる場合だけ必要です。(7)は法務省の承認申請書の様式の欄にある書面です。メモ欄には、取得日や通数を書きます。

✓	番号	書類	メモ(取得日・通数)
全ての申請者が添付必須の書面			
☐	(1)	承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面	
☐	(2)	承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真	
☐	(3)	承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真	
☐	(4)	申請者の印鑑証明書(市区町村作成)	
遺贈によって土地を取得した相続人が添付必須の書面			
☐	(5)	相続人が遺贈を受けたことを証する書面 具体例:遺言書／亡くなった方の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書、除籍謄本又は改製原戸籍謄本／亡くなった方の除かれた住民票又は戸籍の附票／相続人の戸籍一部事項証明書／相続人の住民票又は戸籍の附票／相続人全員の印鑑証明書	
承認申請者と所有権登記名義人が異なる場合に添付必須の書面			
☐	(6)	土地の所有権登記名義人(or表題部所有者)から相続又は一般承継があったことを証する書面 具体例:亡くなった方の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書、除籍謄本又は改製原戸籍謄本／亡くなった方の除かれた住民票又は戸籍の附票／相続人の戸籍一部事項証明書／相続人の住民票又は戸籍の附票／遺産分割協議書	
承認申請者と所有権登記名義人は同一だが、登記記録の氏名・住所に変更がある場合の必須書面(申請書の様式の欄)			
☐	(7)	氏名又は住所の変更があったことを証する書面	
任意で添付する書面			
☐	任意	固定資産評価証明書	
☐	任意	承認申請土地の境界等に関する資料	

承認申請書・記載例の入手先(法務省のホームページ)

- ・(1)～(3)の図面・写真は自分で作成する。法務省が(1)～(3)の記載例を公開している
- ・承認申請書は、法務省の記載例を参考に、法務省の様式(単独申請・共同申請。Word・PDF。R6.4.22更新)で作成できる
- ・申請書の様式には、登記嘱託の承諾など「7 その他」の確認欄と、(別紙)「承認申請に係る土地の状況について」のチェック欄、収入印紙貼付台紙がある
- ・承認申請書は土地の一筆ごとに作る(同じ申請者が二筆以上を同時に申請するときを除く)

様式・記載例のページ:https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00457.html(「6 申請方法・提出書類の様式」)

申請の手引き「相続土地国庫帰属制度のご案内(第2版)」:<https://www.moj.go.jp/content/001390195.pdf>

相続土地国庫帰属制度の申請チェックリスト

申請先と事前相談・申請前チェックリスト(法務省の手引きの項目どおり)

5 申請先と事前相談 施行規則 第1条・法務省「制度の概要」「相談対応について」

☐	申請先は、申請する土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局(本局)の不動産登記部門(登記部門)
☐	法務局・地方法務局の支局・出張所では申請を受け付けていない
☐	提出は窓口か郵送。郵送は、国庫帰属の申請書在中と書いた書留郵便かレターパックプラスで、土地の所在する法務局の本局へ送る
☐	窓口申請は、できるだけ事前に法務局へ連絡する
☐	審査には、申請から帰属の決定(却下・不承認を含む)まで8か月程度かかる
☐	法務局の職員が現地調査を行い、申請者に同行を頼むことがある。連絡のため、申請書に連絡先を書く
☐	全国の法務局・地方法務局の本局で相談を受け付けている。インターネットでの事前予約制
☐	相談の方法は、本局の窓口での対面・電話・ウェブの3つ(ウェブは2024年＝令和6年10月15日から)
☐	相談は一人1日1回の予約で30分。所有者本人だけでなく家族・親族も相談できる
☐	相談の前に「相続土地国庫帰属相談票」と「チェックシート(相談したい土地の状況について)」を用意し、登記事項証明書・地図や公図・土地の写真など手元の資料もそろえる
☐	相談担当者の見解は承認の可否を保証するものではなく、申請後の審査(資料確認・実地調査)で異なる結果になることがある

管轄の法務局の確認:https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

相談の予約(法務局手続案内予約サービス)と、相談票・チェックシートの様式:https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00498.html

6 申請前チェックリスト 法務省「相続土地国庫帰属制度のご案内(第2版)」P.75 の項目どおり

はじめに	
☐	申請する土地は相続又は相続人への遺贈によって取得した土地ですか？(手引きP.12)
☐	申請する土地の場所、境界は明らかですか？(手引きP.19)
☐	帰属できない土地に該当しないかどうか、分かる範囲で確認又は法務局に相談をされましたか？(手引きP.15・16)
☐	負担金を納付する必要があることを理解されましたか？(手引きP.48)
☐	申請後は審査手数料が返還されないことを理解されましたか？(手引きP.31)
申請書類(P.32～47)	
☐	所在する土地を管轄する法務局の本局の長宛ての申請書になっていますか？
☐	所有権登記名義人の氏名・住所の記載をされましたか？
☐	必須添付書面を漏れなく用意されましたか？
☐	任意添付書面を可能な範囲で用意されましたか？
☐	登記嘱託の同意にチェックをされましたか？
☐	法務局が連絡を取ることができる連絡先を記載されましたか？
☐	申請書に承認申請者全員分の実印を押されましたか？
☐	(別紙)「承認申請に係る土地の状況について」リストにチェックをされましたか？
☐	審査手数料額の収入印紙を貼りつけましたか？

